

2014年9月

受益者の皆様へ

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

「インドネシア債券ファンド（毎月分配型）」の
信託終了（繰上償還）予定に係る書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「インドネシア債券ファンド（毎月分配型）」（以下「本ファンド」といいます。）は、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、2014年8月29日現在、受益権の総口数が、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数（10億口）を大幅に下回る163,418,090口となっており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況でございます。

弊社といたしましては、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者にとって最善であるとの判断をいたしております。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

①受益者の確定	2014年9月25日
②書面による議決権の行使の期間	2014年9月25日～2014年10月20日
③書面による決議の日 (信託終了（繰上償還）の可否が決定される日)	2014年10月21日
④信託終了（繰上償還）予定日	2014年11月26日

本書面決議による議決権の行使については、2014年9月25日(木)時点の受益者の方(2014年9月23日(火)までに取得のお申込みをなされた方を含みます。)を対象としております。

2014年9月24日(水)以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドの受益権を取得された受益者につきましては本議決権はございませんのでご了承ください。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2014年11月26日をもって本ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日から起算して5営業日までに販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いを開始いたします。また、ご解約のお申込みは、2014年11月21日まで通常通り受け付けます。

また、上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日の後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

2. 書面決議における議決権の行使方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、2014年10月20日(月)までに下記宛にご送付ください。2014年10月20日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成いただいたものとして取扱わせていただきます。

[送付先]

〒104-0041 東京都中央区新富1-14-25 いちご八丁堀ビル8階
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
議決権行使書面受付窓口 宛

[ご注意]

同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、賛成したものととして取扱わせていただきますのでご了承ください。また、議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合にも、賛成したものととして取扱わせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続きについて

本決議が可決された場合において、信託の終了（繰上償還）に反対した受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。信託の終了（繰上償還）を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、信託の終了（繰上償還）の決議において反対された受益者の皆様にあらかじめご案内させていただきます。

また、信託の終了（繰上償還）の決議において反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、議決権の行使期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、販売会社を通じて本ファンドのご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益者については、解約のお申込みを行うことができなくなりますのでご注意ください。

◆ 買取請求の手続き

- ① 買取請求受付期間 2014年10月23日（木）から2014年11月18日（火）まで
- ② 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社より信託の終了（繰上償還）の決議に反対された受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類のご提出（販売会社の取引店から受付票を交付いたします。）
- ⑤ 販売会社から受託銀行へ買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託銀行で買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託銀行からご指定の銀行口座への買取代金のお振込み

上記の買取請求は、信託の終了（繰上償還）の決議に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（上記⑥）の翌営業日の基準価額となります。なお、買取価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課せられます。

※税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込み

いたします。なお、振込手数料はお客様のご負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
「信託終了についての窓口」 電話：03-5542-7150
(平日午前9時～午後5時(祝祭日を除きます。))

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

追加型証券投資信託「インドネシア債券ファンド(毎月分配型)」(以下「本ファンド」といいます。)は、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、2014年8月29日現在、受益権の総口数が、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数(10億口)を大幅に下回る163,418,090口となっており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況でございます。

弊社といたしましては、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者にとって最善であるとの判断をいたしております。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2014年11月26日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

本書面決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には、本信託契約の解約は中止されます。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございませぬ。

5. 財産状況開示資料を作成した後に、重大な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

特にございませぬ。

6. 直近に作成された財産状況開示資料

次ページ以降の書類をご覧ください。

損 益 計 算 書

インドネシア債券ファンド（毎月分配型）

平成 26 年 2 月 25 日から
(140018) 平成 26 年 3 月 24 日まで
(単位：円)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	0
配当株式	0
受取利息	1,975,712
有価証券売買等損益	9,322,290
派生商品取引等損益	0
為替差損益	0
経過差益	0
その他収益	6,511
収 益 合 計	11,304,513
費 用	
募集手数料	0
支払利息	0
受託者報酬	4,732
委託者報酬	130,103
その他費用	420,102
費 用 合 計	554,937
当期純利益	10,749,576
解約に伴う当期純利益分配額	1,362,885
調整後当期純利益	9,386,691
期首欠損金	63,475,991
当期欠損金減少額	7,469,352
（一部解約に伴う欠損金減少額）	(7,469,352)
（追加信託に伴う欠損金減少額）	(-)
当期欠損金増加額	385,287
（一部解約に伴う欠損金増加額）	(-)
（追加信託に伴う欠損金増加額）	(385,287)
分配金	1,271,044
期末欠損金	48,276,279

追加型収益分配金計算書

074 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
インドネシア債券ファンド（毎月分配型）

(140018)

平成 26 年 3 月 24 日

計算内容	科目	配当等収益	有価証券 売買等損益	収益額		経費	分配準備積立金		繰越欠損金	元本	合計
				有価証券 売却等利益	その他の 収益		配当等収益	有価証券 売却等利益			
1. 期末現在高		0 (101.88)	(445.83)	(-1,156.53)	(788.19)	(-50.56)	(173.87)	(1,321.56)	(-4,232.75)	(10,000.00)	(7,411.29)
		1846292	6095236	-2099967	14311805	-554937	3157065	2399625	-76857454	181577784	134572549
2. 経費按分類		0 (18.57%)	(81.43%)								0 (100.00%)
		-100052	-451885			554937					0
3. 経費控除後の損益金額		1743240	7643451	-2099967	14311805		3157065	2399625	-76857454	181577784	134572549
4. 繰越欠損金要補てん額			-7643451						7643451		0
5. 損失補てん後の損益金額		1743240	0	-2099967	14311805		3157065	2399625	-68214003	181577784	134572549
6. 収益分配可能額		0 (86.00)	0.00	(0.00)	(788.19)		0 (173.86)	(1,321.56)			(2,479.51)
		1743240	0	0	14311805		3157065	2399625			43208735
7. 収益分配金額		0 (-70.00)	0.00	(0.00)	(0.00)		0 (0.00)	(0.00)			(-70.00)
		-1271044	0	0	0		0	0			-1271044
8. 収益分配後の損益金額		472196	0	-2099967	14311805		3157065	2399625	-68214003	181577784	133301505
9. 分配準備積立金積立額		-472196	0				472196	0			0
10. 損失金補てん額		0	0				0	0			0
11. 次期繰越額		0 (0.00)		(-1,156.53)	(788.19)		(199.88)	(1,321.56)	(-3,211.81)	(10,000.00)	(7,341.29)
		0		-2099967	14311805		3629261	2399625	-68214003	181577784	133301505

分配金総額 1,271,044 円

残存口数 181,577,784 口

10,000口当り分配金額 70円00銭（普通 70円00銭・特別 0円00銭） 10,000口当り手取金額分離 総合 70円 70円 銭

支払外国税 0 円 (10,000口当り 0円00銭)

議決権行使書面

1. 記入日	平成 年 月 日
2. 本議決についての賛否	追加型証券投資信託「インドネシア債券ファンド（毎月分配型）」の信託の終了（繰上償還）について、 賛成します / 反対します (上記のいずれかを○で囲んでください。)
3. 議決権の行使の期限	平成 26 年 10 月 20 日（月）まで（当日必着）
4. お名前	
5. ご住所	〒 —
6. 連絡先電話番号	
7. ご担当者様名（法人の場合）	
8. ご購入の販売会社	
9. ご購入販売会社の口座番号	
10. 保有受益権口数	口（平成 26 年 9 月 25 日現在）

※ 本議決権行使の手続きに伴い個人情報取得しますが、かかる個人情報は議決権行使および買取請求に関する事務処理をするためのみ利用いたします。また、取得した個人情報は委託会社（ユナイテッド投信投資顧問）、販売会社（お取引のある販売会社）および受託銀行（野村信託銀行株式会社）において共有いたします。

<送付先>

〒104-0041 東京都中央区新富 1-14-1 いちご八丁堀ビル 8 階
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
議決権行使書面受付窓口 宛

<ご注意>

- ① 同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、賛成したものとして取扱わせていただきます。
- ② 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成したものとして取扱わせていただきます。
- ③ 議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成いただいたものとして取扱わせていただきます。

本議決権行使書面は、平成 26 年 10 月 18 日（木）までにご送付ください。
平成 26 年 10 月 20 日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきます。